商品名等

玩具販売店で販売される電気マッサージ器

(電気用品名等)

## 1 当該商品等の概要

用途、機能、性能

本製品は、電動機及び電磁ソレノイドを用いて、足裏タタキ機能及び足指モミ機能を有する「電気マッサージ器」として、適合性検査証明書を取得したものである。

この製品の表面にキャラクターをプリントしたうえで、キャラクターグッズ販売 店及び玩具売場での販売を検討しております。

この場合、電気用品名の変更及び電気用品安全法上の義務について、ご教示下さい。

構造、仕様、意匠

外観寸法等: 3 7 0 (W) x 3 4 5 (D) x 2 0 0 (H) mm、重量約 4 kg

定 格:100V、50-60Hz、20W、15分定格

主な使用者、販売先

玩具販売店等

## 2 対象・非対象の解釈

特定電気用品中、電動力応用機械器具の「電動式おもちや」として取り扱う。 「電気マッサージ器」ではなく、「電動式おもちや」としての手続きが必要となることから、事業の「変更届」を提出し、「電動式おもちや」としての義務を履行する必要がある。

## (理由)

本製品は、製品表面のかなりの部分に、キャラクターがプリントされているので、「電動式おもちや」として取り扱うことが妥当と判断する。この場合、キャラクターがプリントされていないものであっても、玩具販売店又は玩具売場で販売する場合は、「電動式おもちや」として取り扱うこととなる。

電気用品名が変わることから、法第3条「事業の届出」、法第8条「基準適合義務等」及び法第9条「特定電気用品の適合性検査」等の義務を履行する必要がある。